

目次

規則

- 事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（都市環境課）

告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 障害者就業・生活支援センターの変更の届出（雇用対策課）
- 県営土地改良事業の工事の完了（農村振興課）
- 保安林の指定の予定（2件）（森林整備課）
- 洪水浸水想定区域の変更（2件）（河川課）
- 洪水浸水想定区域の指定（同）
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）
- 仙南地域広域景観計画の改定について（都市計画課）
- 構造計算適合性判定の委任（8件）（建築宅地課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（仙台地方振興事務所）

選挙管理委員会

- 宮城県公職選挙執行規程の一部改正（選挙管理委員会事務局）

監査委員

- 外部監査人の監査の事務の補助（監査委員事務局総務課）
- 定期監査結果に対する措置の公表（監査委員事務局監査チーム）

公安委員会

- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について（警察本部運転免許課）
- 警備業法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施について（警察本部生活安全企画課）

雑報

- 環境影響評価事後調査報告書の縦覧

次の規則を公布する。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 112 号 事務委任規則の一部を改正する規則

宮城県規則第 113 号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和35年宮城県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(児童相談所長)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア～ヘ [略]</p> <p>ホ <u>第33条第18項</u>の規定による一時保護等</p> <p>マ <u>第33条第20項</u>の規定による保護延長者の一時保護等</p> <p>ミ～アア [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(児童相談所長)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア～ヘ [略]</p> <p>ホ <u>第33条第9項</u>の規定による一時保護等</p> <p>マ <u>第33条第11項</u>の規定による保護延長者の一時保護等</p> <p>ミ～アア [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年宮城県規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(園路及び広場) 第 3 条 [略] (1)～(5) [略] (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「政令」という。）第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び政令第 22 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7)・(8) [略]</p>	<p>(園路及び広場) 第 3 条 [略] (1)～(5) [略] (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「政令」という。）第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び政令第 21 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7)・(8) [略]</p>

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

宮城県告示第359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0412700809	未来彩園 黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋 197番地	就労継続支援A型	株式会社未来彩園	令和7年6月1日

宮城県告示第360号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 3 項の規定により、障害者就業・生活支援センターの指定をした団体から、次のとおり変更の届出があった。

令和 7 年 5 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定を受けた者の名称及び住所

- (1) 名称 社会福祉法人恵泉会
- (2) 住所 登米市迫町佐沼字江合 3 丁目 16 の 2

2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	登米市迫町佐沼字中江 1 丁目 10 の 4	登米市中田町上沼字大柳 117 番地 2	令和 7 年 5 月 1 日

宮城県告示第361号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工事完了年月日
迫第四	区画整理事業	令和7年3月25日

宮城県告示第362号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉鬼首字峠56-2、56-3、56-4、56-8、56-13

2 指定の目的

水源の涵（かん）養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字峠56-8（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 保安林予定森林の所在場所
登米市津山町横山字本町83-4、登米市津山町横山字上の山1-1、4-1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備えて縦覧に供する。）

宮城県告示第364号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 2 項の規定により指定した洪水浸水想定区域（令和元年宮城県告示第 536 号）の一部を次のとおり変更したので、同条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
吉田川	次の図面のとおり	令和 7 年 5 月 30 日

（「次の図面」は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

宮城県告示第365号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により指定した洪水浸水想定区域（平成29年宮城県告示第537号）の一部を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

（1）水防法第11条第1項の規定により指定した河川に係る洪水浸水想定区域等

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
迫川	次の図面のとおり	令和7年5月30日

（2）水防法第13条第2項の規定により指定した河川に係る洪水浸水想定区域等

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
二迫川	次の図面のとおり	令和7年5月30日

（「次の図面」は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

宮城県告示第366号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
松川	次の図面のとおり	令和7年5月30日
藪川	〃	〃
名取川	〃	〃
斎勝川	〃	〃
芋沢川	〃	〃
大倉川	〃	〃
青下川	〃	〃
新川	〃	〃
岩の川	〃	〃
基石川	〃	〃
本砂金川	〃	〃
滑川	〃	〃
西川	〃	〃
明石川	〃	〃
長柴川	〃	〃
板坂川	〃	〃
荒屋敷川	〃	〃
竹林川	〃	〃
宮床川	〃	〃
小野川	〃	〃
洞堀川	〃	〃
南川	〃	〃
荻ヶ倉川	〃	〃
前沢川	〃	〃
駒林川	〃	〃
透川	〃	〃
長泥川	〃	〃
生袋川	〃	〃
善光寺川	〃	〃
吉野川	〃	〃
昔川	〃	〃
長崎川	〃	〃
草木川	〃	〃
砥沢川	〃	〃

佐賀川	〃	〃
百々川	〃	〃
中雨生沢川	〃	〃

(「次の図面」は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。)

宮城県告示第367号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

川口急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 7 号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱 8 号から 34 号までを順次結んだ線及び標柱 8 号と 34 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
栗原市		一迫	川口沢山	15 番	1 号から 3 号
			川口中町	55 番	4 号
				55 番 3 号	5 号
				55 番 2 号	6 号及び 7 号
			川口沢山	12 番	8 号から 10 号
				13 番	11 号
				55 番	12 号
				61 番	13 号及び 14 号
				62 番	15 号から 20 号
			川口無縁寺	6 番	21 号及び 22 号
			川口小滝	25 番 1 号	23 号
				25 番 6 号	24 号
				27 番 1 号	25 号
			川口新町	47 番	26 号
				47 番地先道路敷	27 号
				50 番 2 号	28 号
				52 番	29 号
				55 番 1 号	30 号
				56 番 2 号	31 号
				57 番	32 号
			川口沢山	6 番	33 号
				5 番 1 号	34 号

宮城県告示第 368 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく仙南地域広域景観計画を変更したので、同法第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により告示し、当該変更後の仙南地域広域景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 効力の発生する日

令和 7 年 5 月 30 日

2 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第369号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和 7 年 5 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人宮城県建築住宅センター
仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 20 号
- 2 業務区域
宮城県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 20 号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される第 6 条の 3 第 1 項の全部及び第 18 条第 5 項の一部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
令和 7 年 6 月 1 日

宮城県告示第370号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和 7 年 5 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人日本建築センター
東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地
- 2 業務区域
宮城県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - (1) 東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地
 - (2) 大阪府大阪市中央区本町一丁目 4 番 8 号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される第 6 条の 3 第 1 項の全部及び第 18 条第 5 項の一部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
令和 7 年 6 月 1 日

宮城県告示第371号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和 7 年 5 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社東京建築検査機構
東京都中央区日本橋富沢町 10 番 16 号
- 2 業務区域
宮城県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都中央区日本橋富沢町 10 番 16 号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される第 6 条の 3 第 1 項の全部及び第 18 条第 5 項の一部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
令和 7 年 6 月 1 日

宮城県告示第372号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和 7 年 5 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
ビューローベリタスジャパン株式会社
神奈川県横浜市中区山下町 22 番地
- 2 業務区域
宮城県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区神田駿河台四丁目 3 番地
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される第 6 条の 3 第 1 項の全部及び第 18 条第 5 項の一部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
令和 7 年 6 月 1 日

宮城県告示第373号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- 2 業務区域
宮城県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - (1) 東京都新宿区新宿一丁目8番1号
 - (2) 仙台市青葉区本町二丁目10番28号
 - (3) 福島県郡山市中町11番5号
 - (4) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号
 - (5) 千葉県船橋市葛飾町二丁目402番3号
 - (6) 神奈川県横浜市西区高島二丁目12番6号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される第6条の3第1項の全部及び第18条第5項の一部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
令和7年6月1日

宮城県告示第374号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
- 2 業務区域
宮城県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - (1) 東京都新宿区百人町二丁目16番15号
 - (2) 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号
 - (3) 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作16番141号
 - (4) 仙台市青葉区中央四丁目10番3号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される第6条の3第1項の全部及び第18条第5項の一部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
令和7年6月1日

宮城県告示第375号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
ハウスプラス住宅保証株式会社
東京都港区海岸一丁目11番1号
- 2 業務区域
宮城県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都港区海岸一丁目11番1号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される第6条の3第1項の全部及び第18条第5項の一部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
令和7年6月1日

宮城県告示第376号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人ベターリビング
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
- 2 業務区域
宮城県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - (1) 東京都千代田区富士見二丁目7番2号
 - (2) 愛知県名古屋市中区栄四丁目3号26番
 - (3) 大阪府大阪府中央区本町二丁目6番8号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される第6条の3第1項の全部及び第18条第5項の一部
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
令和7年6月1日

宮城県告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、名取土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和7年5月30日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 嘉藤 俊雄

1 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職
令和7年5月10日	相原 昌人	仙台市太白区富沢西四丁目4番地の7	理事
令和7年5月10日	伊深 利美	仙台市太白区四郎丸字浜堀72番地	理事
令和7年5月10日	川村 吉則	名取市高館熊野堂字飛鳥西9番地の16	理事
令和7年5月10日	阿部 芳昭	名取市杉ヶ袋字新田北裏36番地	理事
令和7年5月10日	大友 智義	名取市増田字後島北61番地	理事
令和7年5月10日	郷内 好彦	名取市愛島小豆島字五郎市17番地	理事
令和7年5月10日	大友 寛志	名取市植松一丁目5番36号	理事
令和7年5月10日	佐野 智幸	岩沼市志賀字八幡16番地	理事
令和7年5月10日	星 隆志	岩沼市二木二丁目5番9号	理事
令和7年5月10日	八巻 文彦	岩沼市早股字小林388番地	理事
令和7年5月10日	田村 孝彦	岩沼市押分字北土手93番地	理事
令和7年5月10日	菅原 貴子	岩沼市寺島字毛下106番地	理事
令和7年5月10日	洞口 ひろみ	名取市美田園二丁目6番地の1	理事
令和7年5月10日	佐藤 忠行	名取市下余田字原田16番地	監事
令和7年5月10日	川村 雄治	岩沼市下野郷字館外391番地	監事
令和7年5月10日	宍戸 明	名取市愛島笠島字南台52番地	監事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職
令和7年5月9日	板橋 健治	仙台市太白区富田字南ノ西38番地の2	理事
令和7年5月9日	菅井 市郎	仙台市太白区四郎丸字渡道63番地	理事
令和7年5月9日	入間川 昭一	名取市高館吉田字吉合38番地の2	理事
令和7年5月9日	菊地 芳夫	名取市杉ヶ袋字新田北裏34番地	理事
令和7年5月9日	菅野 清藏	名取市大曲字中小路8番地	理事
令和7年5月9日	今野 慶一	名取市手倉田字堰根277番地	理事
令和7年5月9日	郷内 良治	名取市愛島笠島字上北沢5番地	理事
令和7年5月9日	森 良二	名取市本郷字三合田1番地	理事
令和7年5月9日	佐野 智幸	岩沼市志賀字八幡16番地	理事
令和7年5月9日	長田 克美	岩沼市字朝日171番地	理事
令和7年5月9日	宍戸 繁	岩沼市早股字新小林298番地の1	理事
令和7年5月9日	佐藤 武直夫	岩沼市押分字中光谷87番地の1	理事
令和7年5月9日	引地 誠一	名取市小塚原字辻野1番地	監事
令和7年5月9日	川村 雄治	岩沼市下野郷字館外391番地	監事
令和7年5月9日	宍戸 明	名取市愛島笠島字南台52番地	監事

官選管告示第 40 号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 5 月 30 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和 31 年官選管告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 63 号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

宮城県監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏
宮城県監査委員 佐々木 功 悦
宮城県監査委員 成 田 由 加里
宮城県監査委員 宮 川 耕 一

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
大 西 徹	宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘 3 丁目 11 番 14 号
青 柳 恵 介	宮城県仙台市青葉区川平 1 丁目 19 番 10 号
加賀谷 祐 人	宮城県石巻市恵み野 2 丁目 2 番地 8 イルクオーレ A 棟 201 号
三 平 和 也	東京都葛飾区亀有 5 丁目 34 番地 6 - 301 号 レジデンスフォンテーヌ
小野寺 茉 歩	宮城県仙台市泉区高玉町 11 番地の 1 パークシティ泉中央セントラル 512

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和 7 年 5 月 22 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和7年5月30日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	宮川	耕一

記

1 監査委員の報告日

令和7年2月14日

2 通知のあった日

令和7年4月11日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後とも適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分 101,373,100円

過年度分 202,116,494円

合計 303,489,594円

・令和4年度収入未済額

現年度分 63,163,655円

過年度分 212,428,511円

合計 275,592,166円

イ 措置の内容

<発生原因>

病気や失業、事業収入の減少などにより納付が困難となった事案や、国税における修更正による高額な課税のため、一括納付できず滞納となった事案、財産調査を実施しても差押可能財産が判明しない事案等、諸々の原因により発生したもの。

<処理内容>

収入未済額の7割以上を占める個人県民税については、地方税法に基づき賦課徴収を行う管内市町との連名により、特別徴収義務者への切替依頼通知の発送や滞納者への共同催告を行った。また、徴収困難事案について、地方税法第739条の5に基づき管内市町から直接徴収を引き受けたほか、県税還付金情報提供による差押支援を行い、滞納整理を推進した。

その他の税目については、換価の容易な預貯金や給与等を中心に、オンライン預貯金調査システムを活用した効率的な財産調査により差押えを実施した。また、資力が十分ではない滞納者に対しては、滞納処分の実行停止等の納税緩和措置を適用し、適切な債権管理に努めた。

<再発防止策>

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和6年度県税事務運営について」に基づき、収入未済額の縮減に努める。

個人県民税は、これまでの取組を継続するとともに、情報共有や共同催告など市町や仙南地域広域行政事務組合及び地方税滞納整理機構と連携・協働した取組を推進していく。

その他の税目は、オンライン預貯金調査システムを活用した早期の財産調査と滞納処分を実施するとともに、生活困窮者に対しては納税緩和措置を適用するなど適切に対応し、更なる収入未済額の縮減を図る。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

収入未済額縮減対策を実践する中で、ミスの発生時に特に社会的影響の大きい「滞納処分執行時の相手方及び財産の誤り」を重点リスクとして位置づけ、誤りのない滞納処分の執行のため、担当班及び担当総括で多重チェックを実施している。

(2) 大河原県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

不動産取得税において、課税漏れが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

不動産取得税の未処理案件について、誤って処理済案件に含めたことにより、課税処理等をしていないまま、課税できる期間を経過したもの。

- ・件数 1件
- ・金額 346,300円

イ 措置の内容

<発生原因>

新築家屋分について、課税を保留し未処理となっていた案件を処理済ファイルに含めて保管しており、引継ぎが不十分であったもの。

また、組織としての業務進行管理が機能しなかったもの。

<処理内容>

相手方を訪問し、事案の経緯を説明するとともに謝罪を行った。

また、主務課を通じて事案発生公表を行った。

<再発防止策>

不動産取得税の課税処理過程における保留案件については、進捗管理を行う管理台帳を整備し、共有フォルダ上に保存して組織内で随時確認可能としたほか、進捗状況を月2回の班内会議において確認することとした。

班長と班員など、複数人による書面での確実な引継ぎを徹底することとした。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

今年度の重点リスク項目として「調定遅延」を設定しており、実践チェックポイントの内容として「各税目の賦課について、業務進捗が担当者以外も共有されるよう、(中略)見える化が図られているか。」を実践することとしている。

(3) 仙台南県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和5年度収入未済額
 - 現年度分 141,528,751円
 - 過年度分 188,915,583円
 - 合計 330,444,334円
- ・令和4年度収入未済額
 - 現年度分 96,633,507円
 - 過年度分 206,906,519円
 - 合計 303,540,026円

イ 措置の内容

<発生原因>

納税者の事業不振、生活困窮による納付困難事案、財産調査を実施するも差押可能財産が判明しない事案、国税調査に伴う複数年遡及課税による大口滞納事案等、様々な理由により収入未済が生じたもの。

<処理内容>

令和6年度においては、第6次県税滞納額縮減対策3か年計画、令和6年度県税事務運営及び令和6年度県税事務実施計画に基づき収入未済額の縮減と税込確保に努めた。

個人県民税については、仙台南地方住民税徴収確保対策会議や徴収担当職員研修を開催し、市町との連携強化や徴収技術のスキル向上を図ったほか、共同文書催告、県税還付金差押支援を行うなど、市町と連携・協働して収入未済額の縮減に努めた。

その他の税目については、早期の納税折衝や財産調査に着手し、換価・取立が容易な預貯金や給与のほか、生命保険や売掛金等幅広い財産の滞納処分を積極的に行うとともに、納税資力のない滞納者については、滞納処分の執行停止などの納税緩和措置を適用し、適正な債権管理に努めた。

特に、収入未済額の大半を占める大口滞納事案について、定期的に滞納事案検討会を開催し、対応方針の決定と進行管理を行うとともに、国税等他の税務機関との連携強化や徹底した財産調査、滞納処分を行うことにより、収入未済額の縮減に努めた。

<再発防止策>

個人県民税については、今後も市町との連携協働を図ることにより、また、その他の税目については滞納処分を積極的に行うとともに、納税資力のない滞納者には納税緩和措置を講ずる等、適正な債権管理に努め、収入未済額の縮減を図る。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

内部統制システムにおける所属の重点リスクやチェックポイントへの反映は行っていないが、個人県民税については、今後も市町との連携協働を図ることにより、また、その他の税目については滞納処分を積極的に行うとともに、納税資力のない滞納者には納税緩和措置を講ずる等、適正な債権管理に努め、収入未済額の縮減を図る。

(4) 仙台南県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

不動産取得税において、課税漏れが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

書類の提出待ちにより保留としていた未処理案件について、適切な進行管理がされず、課税処理をしないまま、課税できる期間を経過したもの。

- ・件数 3件

・金額 4,632,500円

イ 措置の内容

＜発生原因＞

当該事案は復興特区による課税免除対象となりうる事案で、相手方への調査・折衝の段階で、不動産取得税の課税免除（復興特区）申請書が提出されることを前提に課税を保留していたものであるが、人事異動等による担当者間の事案の引継ぎが不十分であり、納税義務者となるべき相手方との折衝も途絶えてしまったことに加え、組織としての業務の進行管理が機能しなかったことにより、未処理のまま課税（免除）できる期間を経過していたことが判明したものである。

＜処理内容＞

令和6年8月6日に相手方（3法人）を訪問し、事案の経緯を説明するとともに謝罪を行った。

＜再発防止策＞

課税免除の処理状況について進捗管理が行えるよう管理台帳を整備した。この台帳においては、その記載や管理の責任の所在を明確にするために担当者を指定し整備することとし、共有フォルダ上に格納することで所属長以下、進捗状況を常に確認できるようにするとともに、台帳に「確認欄」を設け定期的に確認しているかを可視化した。

また、未処理事案の書類についても、保管場所を担当班のキャビネット1か所に定め散逸を防止した。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

内部統制システムとして所属独自に、未処理事案の確実な引継ぎなどの項目を含む「リスク回避（対応）チェックポイントシート」を作成し、財務事務と合わせ中間評価及び年間評価を行うことで、本事案に対する再発防止の徹底を図っていく。

(5) 塩釜県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分 93,432,070円

過年度分 171,772,462円

合 計 265,204,532円

・令和4年度収入未済額

現年度分 90,252,228円

過年度分 160,470,591円

合 計 250,722,819円

イ 措置の内容

＜発生原因＞

納税義務者が傷病や失業等により収入が著しく減少するなど、やむを得ない事情により納付が困難となった事案、財産調査を行った結果差押え可能な財産が見つからなかった事案、税務署調査により最大で過去5年間遡って修正され、それに連動して課税となる個人県民税をはじめとした大口滞納事案等の発生など、諸々の事由により収入未済額が増加したことによる。

< 処理内容 >

収入未済額が大半を占め市町が徴収する個人県民税については、滞納整理連携・協働チームによる活動のほか、管内市町との職員併任により、地元税務署の協力も得て年2回、共通する滞納事案について情報共有等を行い連携強化を図った。宮城一斉滞納整理強化月間では、管内市町との共同催告を実施したほか、滞納処分研修会を開催し、職員の滞納整理技法の向上を図った。その他、県税還付金や財産調査結果の情報提供による徴収支援を行った。

その他の税目については、計画的に各種財産調査を実施し、速やかに滞納整理に着手することにより、収入未済額の縮減を図るとともに、現年課税分の滞納繰越の防止を図った。大口（滞納額30万円以上）事案及び徴収困難な事案は、定期的に事案検討会を実施することにより滞納整理方針を決定し、滞納整理に取り組んだ。また、財産調査の結果、差押可能な財産がないと判断した者については、滞納処分の執行停止とするなど、適切な滞納整理に努めた。

< 再発防止策 >

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と税収確保に努める。

個人県民税については、滞納整理連携・協働チームによる活動及び管内市町との職員併任を継続し、住民税徴収対策会議による研修会の開催や共同催告（文書・訪宅）、還付金情報等の提供による徴収支援を実施し市町との連携を強化する。

その他の税目については、滞納処分を中心とした滞納整理を実施し、自動車税をはじめ納期内納付啓発活動の実施、新たに滞納となった事案に対する催告（文書・訪宅）と財産調査の早期実施、大口・徴収困難事案に対する検討会の開催や納税資力のない納税者に対する納税緩和制度の適用等、状況に応じた適切な債権管理の実施により、新たな収入未済額の発生を抑制する取り組みを行う。

< 内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況 >

内部統制システムにおける所属の重点リスクやチェックポイントへの反映は行っていないが、引き続き「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」の目標達成に向けて更なる収入未済額の縮減に取り組む。

(6) 東部県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後とも適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分 89,841,063 円

過年度分 131,251,057 円

合 計 221,092,120 円

・令和4年度収入未済額

現年度分 78,594,798 円

過年度分 135,328,174 円

合 計 213,922,972 円

イ 措置の内容

< 発生原因 >

納税者の事業不振、生活困窮による納税困難、差押可能な財産が判明しない案件、国税の

調査に伴う決定・修正により複数年分が一度に課税となった大口滞納案件等様々な理由により収入未済が発生した。また、過年度に換価の猶予を適用した高額滞納事案も影響している。

<処理内容>

「第6次滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和6年度県税事務運営」に基づき、管内市町と連携・協働して徴収対策に取り組んだ。

個人県民税については、「東部地方住民税徴収対策会議」を開催して県と市町の連携・協働体制の強化を図り、市町職員の徴収技術の向上支援を目的とした「滞納処分研修会」の開催や県と市町連名での共同催告、県税還付金の差押支援を継続して行った。

その他の税目については、文書や電話催告により自主納付を促しながら、財産調査を計画的に進め、滞納者の納税資力に応じて預貯金、給与、生命保険等の債権差押、自動車差押、搜索を積極的に実施するとともに、資力のない者には滞納処分の停止等納税の緩和措置を講じるなど、適正な債権管理に努めた。

<再発防止策>

引き続き「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減及び税収確保に努める。

個人県民税については、管内市町との連携・協働した各取組を継続する。

その他の税目については、滞納件数が多い自動車税種別割と修正申告等により発生する法人・個人の事業税に係る大口滞納案件について、滞納整理の早期着手と納税資力に応じた滞納処分等の取組を継続していく。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

内部統制システムにおける当所の重点リスク及びチェックポイントへ反映はしていないが、上記3か年計画に基づき、市町との連携・協働による徴収対策を継続するとともに、滞納整理の早期着手と納税資力に応じた滞納処分等により、収入未済額の縮減と税収確保に引き続き取り組んでいく。

(7) 東部県税事務所登米地域事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和5年度収入未済額
 - 現年度分 48,064,569 円
 - 過年度分 58,085,216 円
 - 合計 106,149,785 円
- ・令和4年度収入未済額
 - 現年度分 33,347,623 円
 - 過年度分 58,597,098 円
 - 合計 91,944,721 円

イ 措置の内容

<発生原因>

病気や失業、収入の減少などやむを得ない理由で納付困難となった事案、財産調査を実施しても差押可能財産が判明しない事案、年度を超えて分納している事案等、諸々の理由により未済額が生じたもの。

< 処理内容 >

個人県民税については、収入未済額の縮減に向けて、令和6年度の地区担当職員等を登米市徴税吏員に併任発令するなど、連携・協力体制の強化を図るとともに、11・12月の宮城一斉滞納整理強化月間には、登米市との連名による共同催告や合同搜索を実施した。また、東部県税事務所や地方税徴収対策室登米市駐在と連携して、個人住民税徴収対策会議の開催や高度な徴収技法習得のための滞納処分研修会を実施し、収入未済額縮減の意識醸成を図った。さらに、県税還付金情報の提供を行うなど、積極的に登米市への差押支援に取り組んだ。

その他の税目については、滞納者の事案検討を随時行い、滞納整理方針を共有するとともに、財産調査を早期に実施し、預貯金・給与・生命保険等の債権を中心に差押え及び取立てを行うなど、収入未済額の縮減を進めた。また、生活困窮者等を把握した場合は、適宜分納相談等に応じるなど自立に配慮した対応を行うとともに、納税資力のない滞納者については滞納処分の執行停止を適用するなど、適正な債権管理に努めた。

< 再発防止策 >

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、県税収入の確保と収入未済額の一層の縮減に努める。

個人県民税については、登米市との協働による収入未済額の縮減と税収確保支援を継続する。

その他の税目については、財産調査を早期に実施し、タイミングの良い折衝と適正かつ有効な手段により収入未済額の縮減に努めるとともに、滞納者の実情に応じた適正な滞納整理を進める。

< 内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況 >

内部統制システムにおける重点リスクやチェックポイントの反映は行っていないが、令和4年3月に策定した「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」の目標達成に向け、登米市と連携・協働して徴収対策を引き続き講じるとともに、生活困窮者に対しては納税緩和措置の適用を検討するなど適切に対応し、更なる収入未済額の縮減に取り組む。

(8) 気仙沼県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後とも適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ 令和5年度収入未済額
 - 現年度分 24,580,763 円
 - 過年度分 77,825,868 円
 - 合 計 102,406,631 円
- ・ 令和4年度収入未済額
 - 現年度分 25,660,338 円
 - 過年度分 82,057,160 円
 - 合 計 107,717,498 円

イ 措置の内容

< 発生原因 >

令和5年度の収入未済額は、市町が賦課徴収している個人県民税が9割を占めている。また、その他税目の収入未済額の約5割は滞納繰越分の法人事業税であり、建設業を営んでいた法人の過年度分の所得に係る修正申告に伴う滞納である。

<処理内容>

個人県民税は、令和6年度も市と県税の連名による共同催告を実施したほか、市町職員の滞納整理技術の向上を図るため、事例検討を取り入れた研修会を開催した。また、住民税の特別徴収未実施の事業者に対して、市町と連携して特別徴収の実施を勧奨した。

その他税目は、折衝・催告を行う際にキャッシュレス納付が可能であることを案内するなどの工夫を行って自主納付を推進した。また、財産調査による差押えのほか差押財産のインターネット公売を行い、税収の確保に努めた。

<再発防止策>

「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、個人県民税は管内市町と連携・協働しながらニーズに応じて支援するとともに、適切な債権管理が行えるよう協力していく。その他税目は滞納案件の進捗管理を適切に行い、収入未済額の縮減に努めていくとともに、納期内納税の推進を図り、新たな滞納の発生を抑制していく。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

令和5年度内部統制システムにおける所属の重点リスクやチェックポイントへの反映については対応済みであり、令和6年度も、収入未済額の不適切な管理を重点リスクとしてチェックポイントを設定している。

(9) 保健環境センター

ア 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

残留農薬内部精度管理試料に係る代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 6,600円

イ 措置の内容

<発生原因>

残留農薬内部精度管理試料を購入した際、事業担当者が会計担当者に請求書等関係書類を提出せず保管していたことにより、支払事務に遅延が生じたもの。

<処理内容>

事案発覚後は、速やかに支払いを行った。

(約定期限：令和5年11月28日 支払日：令和6年1月9日)

なお、遅延日数は42日であったが、支払金額が少額であったため、遅延利息の支払いは不要となった。

<再発防止策>

会計担当職員以外の事業担当者の支払事務に対する知識が不足しており、請求書を受理したまま保管していたことが原因であることから、所内で本事案を共有するとともに各部のミーティング等により会計制度や事務手続の留意点について、周知徹底を図った。また、物品調達の際には、納品や検収時期など職員間で連絡を密に情報共有を図り、事務処理状況について複数人による確認を継続して行っていくことを再確認した。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

令和4年度に発生した支払遅延については、令和5年度の重点リスクにして会計事務職員のチェック体制強化を図ったところである。本監査結果の指摘は、会計担当以外の職員の認

識不足等が原因であったことから、今年度は上記の再発防止策により、所全体で間違いや処理の遅れなどが生じないよう取り組んでいる。当所は、支出件数が年間 1,500 件以上と膨大であるため、令和 7 年度以降はチェックポイントの見直しも検討し再発防止を強化していきたい。

(10) 仙南保健福祉事務所

ア 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

・令和 5 年度収入未済額

現年度分 9,481,620 円

過年度分 63,512,466 円

合 計 72,994,086 円

・令和 4 年度収入未済額

現年度分 14,242,866 円

過年度分 58,296,951 円

合 計 72,539,817 円

イ 措置の内容

<発生原因>

被保護世帯に対しては、毎年、収入申告義務について説明しているものの、収入申告書の提出遅延や未申告により、収入を把握した時点では既に費消していることが多く、一括での納付が困難となっているものが多い。

<処理内容>

被保護者に対し、家庭訪問時等に返還義務の説明を行い納付を促すものの、一括納付が困難な場合が多いため、分割納付や生活保護費からの徴収など、被保護者の生活を圧迫しない範囲の金額で納付する方法を提案し、収納促進を図った。

また、9 月と 10 月の 2 か月間を債権回収強化月間とし、債務者全員に催告書を送付するとともに、電話連絡による折衝を実施し、納入を促した。

<再発防止策>

(ア) 未収債権の新規発生の抑制

新規開始時及び家庭訪問時に、収入申告義務について説明し収入申告書の提出を促すとともに、収入が見込まれる時期には、随時の家庭訪問や電話等で申告を促す等の対応により新規未収債権の抑制に努める。

(イ) 未収債権の縮減

納付が滞っている被保護者に対し、返還金の納付意識が薄れないよう家庭訪問時に返還義務の説明と納付を促すとともに、一括納付が困難な場合は、分割納付や生活保護費からの徴収について提案し、収納促進を図っている。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

「収入未済」については、当所の内部統制における重点リスクとして掲げている。

「債権に関する資料の保管場所を共有し、催告状況を複数人によりチェック」について、チェックポイントに反映している。

(11) 仙台保健福祉事務所

ア 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

・令和5年度収入未済額

現年度分 10,335,690円

過年度分 76,062,679円

合 計 86,398,369円

・令和4年度収入未済額

現年度分 7,513,650円

過年度分 73,976,139円

合 計 81,489,789円

イ 措置の内容

<発生原因>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため自粛していた訪問調査活動を令和5年5月に再開したところ、収入があるものの未申告であった事案が増えたことなどから、収入未済額が増加したものである。

被保護世帯に対しては、定期的に収入申告書の提出を指導しているものの、申告が遅れる世帯が少なくない。その結果、収入に応じた生活保護扶助費の返還を命じた時には、既に申告した収入は費消され、返還が困難となるものがあった。

<処理内容>

計画訪問等により納入指導するとともに、一括返還が困難な者に対し履行延期等特約承認などによる分納や、可能な限り生活保護法第77条の2等の規定に基づく保護費からの徴収に努めた。

令和6年12月から令和7年2月までの3か月間を「未収債権回収強化月間」に設定し、電話催促や訪問による納付指導を集中的に実施した。

<再発防止策>

(ア) 未収債権の新規発生抑制

計画的な訪問調査により、世帯の収入把握が適切に行われるよう努める。

(イ) 未収債権の縮減

管理台帳や財務システムから出力される収納状況及び収入未済一覧などを班内で共有し、返還状況の把握に努める。

また、所内の生活保護業務適正化会議などにおいて、未収債権の状況を逐次確認し、意識付けをするとともに、効果的な債権回収の取組を検討、実施していく。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

収入未済に係る債権管理については、重点リスクにしていたが、本監査結果において指摘となった。チェックポイントとして設定していた収入未済額や債務者の状況の把握、継続的な納付指導等を引き続き徹底し、収入未済の縮減に努めていく。

(12) 北部地方振興事務所栗原地域事務所

ア 監査委員の報告の内容

事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、再発防止に向けて速やか

に事務の改善を講じられたい。

(内容)

鳥獣捕獲許可証のべ46人分を、決裁を経ずに知事印を押印の上交付したものを。

また、未決裁許可に係る捕獲許可申請書、許可期間終了により返納のあった未決裁許可証及び捕獲報告書について、無断で破棄したものを。

イ 措置の内容

<発生原因>

管内の鳥獣被害に対する捕獲許可申請に対し、所内での必要な手続を経ないまま、無断で知事印を使用し許可証を発行したものを。

また、当該行為の隠蔽のため、同期間内、当該許可証に係る許可申請書、返納された許可証及び捕獲報告書について無断で破棄したものを。

<処理内容>

事故を認知後、速やかに事実確認を行い主務課へ報告するとともに、改めて被害状況などを確認した結果、捕獲許可は妥当であったことから、関係者に状況を説明した上で発行済みの許可証は有効であることについてあらためて通知した。

<再発防止策>

服務規律、内部統制、職業倫理の強化を目的とした研修会を開催するとともに捕獲許可に関する規定を再確認し、業務手順の見直しを行った。また、公印管理の厳正化を図った。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

令和6年度内部統制の重点リスクに「公印の不正使用等」を掲げ、実践チェック項目で公印の管理方法、押印方法を明確に示し厳格化を図るとともに、押印後の文書の抜き打ちチェックを行うこととした。

(13) 古川農業試験場

ア 監査委員の報告の内容

需用費において、二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

農業機械の修理費について、支払完了後に誤って当該事業の発注伝票を再度施行し、提出された請求書に基づき支払を行ったもの。

・件数 1件

・金額 79,860円

イ 措置の内容

<発生原因>

岩沼駐在職員が農業機械の修理を施行した際の発注伝票に不備があったため、古川農業試験場作物育種部から修正を指示したところ、修正した伝票と共に新たに起案し直した伝票が提出されたことから、当所では2件の修理が行われたものと認識した。その後検収を他の職員が代行したこと、財務システムで「同一債権者」等の確認メッセージが表示されていたにもかかわらず会計担当者が確認を十分に行わなかったことから、二重払いとなったもの。

<処理内容>

業者からの連絡により二重払いが判明したため、令和5年12月13日付けで返納通知書を発行し、令和5年12月14日に返納された。

<再発防止策>

所内において適切な発注伝票処理を徹底したほか、修繕業務に係る修繕台帳を作成し、業

務の進捗及び請求書の処理状況等を管理することとした。また、財務システムで確認メッセージが表示された場合は、支出履歴を複数人でチェックすることとした。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

令和6年度の内部統制「リスク回避（対処）実践チェックポイント」に「財務システムで『同一債権者』・『同一支出命令額』の確認メッセージが出た場合、過去の支出決議の確認や、事業担当者へ二重払いではないことの確認を取っているか」を追加し、チェックの充実を図った。

(14) 北部土木事務所栗原地域事務所

ア 監査委員の報告の内容

河川の占用許可及び占用料において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

（内容）

令和5年4月10日までに調定すべきものを、令和5年12月18日に調定したものを。

- ・件数 1件
- ・金額 2,550円

イ 措置の内容

<発生原因>

地上高4.5m以上の架設線は占用料を免除する（流水占用料等条例（平成12年3月28日宮城県条例第78号）第3条第1項別表3備考4）ところ、地上高3.06mの架設線を河川占用料の免除対象となるものと誤認していたが、免除基準を満たしていないことが判明したため追加徴収したものを。

<処理内容>

令和5年12月18日に調定し、令和6年1月5日に収納した。

<再発防止策>

「変更申請」と「更新申請」が同一の様式（河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）様式第8）であることから、占用物件集計表等の添付書類を十分確認し、占用物件や占用者名だけでなく、調定額と算定根拠も明示したリストを作成した上で起案し、決裁過程において確認していく。また、所内の業務事例集に追記し再発防止を図る。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

「法令・契約に根拠のない金銭の徴収及び調定額の誤算定」については令和5年度及び令和6年度の重点リスクにしていたが、本監査結果において申請内容の誤認に伴う調定額の誤算定について指摘があった。令和7年度も重点リスクとするとともにチェックポイントの項目追加を検討していく。

(15) 東北歴史博物館

ア 監査委員の報告の内容

需用費において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

（内容）

東北歴史博物館浮島収蔵庫に係る令和5年8月分水道料金・下水道使用料について、県費による支出処理を怠り、自費で支出処理を行った不適切な会計事務処理があったもの。

- ・金額 6,248円

イ 措置の内容

<発生原因>

担当者が、事務処理を怠ったこと及び管理・監督職員による進捗状況の確認不足により、事務処理が行われず、事象の発覚も遅れたため、不適切な会計事務処理となったもの。

<処理内容>

判明した時点で、教育庁総務課及び会計課へ報告・相談を行い指示に従って処理を行った。

<再発防止策>

- ・支出事務進捗状況チェックシートを作成し、執務室の目立つ場所に掲示、処理が終わるごとに担当者が処理日を記入。
- ・毎月1回、総括次長と管理班員全員で、チェックシートを基にした処理状況確認の打合せを実施（1年間のスケジュールを確定し、各自のスケジュールに登録）。
- ・個人別色付きペンでの複数人チェック実施の見える化の実施。
- ・毎朝の班ミーティングで、今日行わなければならないことの相互確認。
- ・毎月の記帳による通帳収支確認。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

「支払遅延」を影響度「大」のリスクとして実践する内容に、「定期的に所属内打合せ等を実施し、進捗状況の確認を行っているか。」及び「定期的な支出（光熱水費、委託料等）について、請求から支出までの業務進捗状況が担当者以外にも共有されているか」の項目を追加し、常時確認を行っている。

(16) 登米総合産業高等学校

ア 監査委員の報告の内容

私費会計において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

教師用デジタル教科用指導書代について、県費で支払うべきところ団体費で支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 396,000円

イ 措置の内容

<発生原因>

本来、公費負担とすべき経費であったが、当初予算要求資料に計上しておらず、当初予算で配当がなかったもの。令和5年6月に予算の（追加）令達申請をしたものの、速やかに令達を受けることができず、やむを得ず教育振興会会計から支出していたもの。

<処理内容>

なし。

<再発防止策>

教師用デジタル教科用指導書は、4年ごとに必要となるため、予算要求漏れが生じないように、定期的に必要となる経費一覧表を作成した。また、複数の職員で経費一覧表等をチェックすることにより、公費・私費の峻別を徹底し、再発の防止を図っている。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘は、重点リスクとしていなかった。予算要求関係資料の整理及び複数の職員によるチェックにより再発防止に向け対応していくことを踏まえ、翌年度以降重点リスクを見直すことを検討していく。

宮城県公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和7年5月30日

宮城県公安委員会委員長 星 倫 市

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 (中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く)		
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者 (中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く)	令和7年 7月3日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和6年、令和7年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	令和7年 8月29日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和7年5月30日(金)から令和7年6月13日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和7年5月30日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

宮城県公安委員会告示第43号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年5月30日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期間

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期間

ア 新規取得講習

(ア) 第1回講習

令和7年7月9日（水）から同年7月18日（金）まで（土、日曜日を除く。）の8日間

(イ) 第2回講習

令和7年7月23日（水）から同年8月1日（金）まで（土、日曜日を除く。）の8日間

イ 追加取得講習

(ア) 第1回講習

令和7年7月14日（月）から同年7月17日（木）までの4日間

(イ) 第2回講習

令和7年7月28日（月）から同年7月31日（木）までの4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習合わせて40人。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び

機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)ーア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

令和7年6月9日（月）から同年6月13日（金）までの5日間（6月9日から12日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで）

イ 第2回講習

令和7年6月23日（月）から同年6月27日（金）までの5日間（6月23日から26日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで）

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

令和7年6月16日（月）から同年6月20日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

イ 第2回講習

令和7年6月30日（月）から同年7月4日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4-(1)ーアに該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4-(1)ーイに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)ーウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)ーエに該当する者

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)ーオに該当する者

旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額を受講申込時に、現金、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済）又は宮城県収入証紙のいずれかの方法により納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

8 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

宮城県道路公社理事長佐藤達也から、次のとおり公報登載の依頼があった。

令和7年5月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号。以下「条例」という。）第44条第1項の規定に準じ、仙台松島道路4車線化事業（VI期）について事後調査報告書を作成しましたので、条例第44条第2項の規定に準じ、次のとおり公告し、本事後調査報告書を縦覧に供します。

令和7年5月30日

宮城県道路公社
理事長 佐藤 達也

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 宮城県道路公社
 - (2) 代表者 理事長 佐藤 達也
 - (3) 所在地 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1番20号
- 2 第1種事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 仙台松島道路4車線化事業（VI期）
 - (2) 種類 条例第2条第2項に規定する第1種事業（道路拡幅事業）
 - (3) 規模 事業区間 11.5km
- 3 第1種事業実施区域
自 宮城県宮城郡利府町春日（利府中インターチェンジ）
至 宮城県宮城郡松島町根廻（松島北インターチェンジ）
- 4 第1種事業関係地域の範囲
利府町、松島町、大郷町
- 5 第1種事業事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
宮城県環境生活部環境対策課（仙台市青葉区本町3丁目8番1号県庁舎13階）
宮城県道路公社総務部総務課（仙台市青葉区上杉1丁目1番20号）
 - (2) 縦覧期間
令和7年5月30日（金）～令和7年6月30日（月）（土・日・祝日を除く）
 - (3) 縦覧時間
各縦覧場所の開庁時間に準ずる
- 6 本件に関するお問い合わせ窓口
事業者名 宮城県道路公社建設部企画課
住所 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1番20号
電話番号 022-263-0572
時間 土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分